

申し入れ書

2025 年 3 月 31 日

原子力規制委員会委員長・
山中 伸介 様

原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員・持田繁義
東京都千代田区三崎町 2-11-13 MMビルⅡ
402 電話 03-5215-0577 FAX03-5215-0578

昨年（2024 年）の元日に襲った能登半島地震、並びに昨夏、初めて発表された「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意：29 都府県 707 市町村を対象。2024 年 8 月 8 日～15 日終了）は、地震列島・火山列島への原発立地の危険を、改めて知らせるものとなりました。

福島第一原発事故は、日本の史上最悪の原子力災害でした。地震列島・火山列島への原発立地はもともとあってはならないことを歴史の教訓として示したものでした。

ところが、前岸田政権は 2022 年夏、福島原発事故後、政府が掲げてきた「原発依存の低減」の姿勢を投げ捨て「原発回帰」を表明しました。しかも、「敵基地攻撃能力の向上」「戦争する日本」路線の下での「原発回帰」宣言でした。このことは、日本各地の原発に対する相手側からのミサイル攻撃を招きかねず、日本の原発の危険を、格段に増幅させることになりました。

石破政権は、先月「第 7 次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。そこではこれまで盛り込まれていた「原子力を可能な限り低減する」との表現を削除し、原発の「最大限活用」に大転換することをうたいました。

これら政府の「原発回帰」「原発最大限活用」路線は、そもそも、福島第一原発事故を引き起こした要因についての司法判断を回避し、ただ政治的に「国の責任はない」とした最高裁第 2 小法廷の不当判決（2022 年 6 月 17 日）を受けてのものです。しかし、これは、「原発回帰」「原発最大限活用」路線の合理的裏付けとなるものでは全くありません。

逆に、国民の命と財産を福島第一原発事故の「二の舞」にさらすものであり、合わせて日本固有の再生可能エネルギーの開発促進への大障害をもたらすものです。

私たちは、「戦争する日本」「原発の最大活用」を撤回し、平和な日本と「再生可能エネルギー・蓄電・省エネルギー」社会への抜本的転換を求めます。

福島第一原発事故の収束・廃炉を完了させる道筋を明確にし、汚染水の増加を止め、処理水の海洋放出をやめさせ、被災者救済・被災地復興に貴委員会も真摯に取り組むことを求めます。

私たちは、この立場から下記の「申し入れ」を行うものです。真摯な回答を求めます。

記

1、事故から 14 年経っても福島県民の苦しみは続いています。

1)被災者救済には、避難者の正確な掌握は不可欠です。

避難者数について国は、2024 年 12 月 10 日の発表で県外 14,849 人、県内 5,756 人の「2 万

5,610 人」としています。しかし、県内の場合、親戚・知人宅等に避難している人は避難者としているが、自ら住宅を取得した人や復興公営住宅（県内に 4,389 戸）等へ入居している人は避難者とならない極めて恣意的なものとなっています。これにより、例えば、いわき市には避難指示区域がある 12 市町村に住民票を持つ避難者が1万6千人余いるにもかかわらず「ゼロ扱い」となっています。

避難指示の出た 12 市町村に住民票を持っている人数から、居住している人数を差し引けば、避難者は約4万5千人おり、「3.11」前の居住者 14 万 7,428 人から見れば、亡くなった人も含めて 10 万 2,428 人が故郷に戻っていません。この事実を認識していますか。

2) 福島復興について

先に指摘した避難指示の出た 12 市町村に住民票を持っている人数から、現に居住している人数を差し引いた約 4 万 5 千人が避難を続けている事実や小中学生が事故前の 1 割しか戻っていない事実を貴委員会は認識していますか、改めて問うものです。

また、福島県で今なお続く、下記の実態について、どのように認識されていますか。

- ① 水稲 収穫量が福島県全体で事故前の 73.5%にとどまり、とりわけ役場ごと全住民が避難した9町村に至っては 13.9%に過ぎないという事実
- ② 福島県産牛肉価格が全国平均よりも 29.4%低くなっていること、また、シイタケ栽培は全滅している実態
- ③ 沿岸漁獲高が事故前の 20%台に留まっているという事実

東京電力はもとより、貴委員会としても、被災者救済・復興支援に真摯に取り組むことを求めます。

2、「原発の最大限活用」路線について

石破政権は「第7次エネルギー基本計画」にこれまで盛り込まれていた「原子力を可能な限り低減する」との表現を削除し、原発の「最大限活用」に大転換する閣議決定をしました。

この「原発の最大限活用」路線は、前岸田政権が福島第1原発事故について「国の責任はない」とした、最高裁判決（2022 年 6 月 17 日）を受けての「原発回帰」宣言を継承したものです。この最高裁判決は、事故に至る一切の司法判断を避け、ただ政治判断による「国の責任はない」とする極めて不当な判決です。原発の安全を保障するものではありません。しかも、この路線は「戦争する日本」「敵基地攻撃能力向上」と一体で進められていることから、各地の原発がミサイル攻撃の目標とされかねない危険をあらたに招くもので、これまで以上に原発の危険が増幅されていると言わなければなりません。

また、「第7次エネルギー基本計画」は、「2040 年度の電力構成は原発で 2 割程度」としています。全ての既存原発の再稼働、さらには原発の新增設など、国民世論や審査期間を考えれば、この目標は実現不可能といえるものです。

このように無理を重ね、原発の稼働に拍車をかけるならば、再び大事故を招く危険も格段に増します。貴委員会はどのように認識されていますか。

私たちは、「第7次エネルギー基本計画」の閣議決定を撤回し、「再生可能エネルギー・蓄電・省エネルギー社会」への転換を求めます。

貴委員会の見解を求めます。

3、能登半島地震の教訓について

昨年元日に発生した能登半島地震は、日本における原発の危険性をあらためて示しました。同時に、現状の原子力災害の防災・避難計画は、住民の命と暮らしを守る上で重大な欠陥があることも白日の下にさらされました

能登半島地震の教訓について、原発の安全性はもとより、住民の命を守る視点からどのように捉え、今後どのように生かしていけるのか、方針をお示してください。

とりわけ、貴委員会には原発の安全性との関わりで、能登半島地震の教訓を主体的に分析する責務があります。この点の認識について、お考えを明らかにしてください。

4、特定重大事故対所施設について

新規制基準の改定で、特定重大事故対処施設（特重施設）の工事完成期限が厳密に適用されるようになりました。しかし、完成期限が設けられているにもかかわらず、それ以前にも再稼働が可能というのは大きな矛盾です。しかも、「特重施設」の概要、安全性の情報は「核物質防護」を口実に秘匿されています。

「特重施設」の概要とともに安全審査の要点をご説明ください。また、「緊急時対策所」とに関わるのか、使い分けについてご説明ください。

5、原発開発の「負の遺産」について

日本は見切り発車で原発開発を進めた結果、福島原発事故を引き起こすとともに、膨大な使用済核燃料、高レベル放射性廃棄物、プルトニウムを生み出し、さらに続出する原発の老朽化と、廃炉という、処理・処分の困難な「負の遺産」に直面しています。

貴委員会は、無責任な原発開発により生み出されたこれらの「負の遺産」をどのように認識し、対処されるのか説明ください。

(以上)